

## 令和2年度川崎市立学校教員募集パンフレット等作成業務委託契約書（案）

上記委託における発注者及び受注者は、各々対等の立場における合意に基づいて、次の条項により契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務内容）

第1条 発注者は、次に掲げる3点（以下「パンフレット等」という。）の作成を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

- (1) 川崎市立学校教員募集パンフレット（以下「パンフレット」という。）13,000部
- (2) 「川崎市立学校教員採用候補者選考試験 受験案内」、「受験申込書」及び「受験申込書添付資料」（以下「受験案内等」という。）13,000部
- (3) 採用試験広報ポスター（以下「ポスター」という。） 2種類 計800枚

（処理方法）

第2条 受注者は、発注者の指示に従い、かつ別紙「令和2年度実施川崎市立学校教員採用候補者選考試験パンフレット等作成業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり、委託業務を実施しなければならない。

（履行期限及び場所）

第3条 受注者は、パンフレット等を作成し、次に掲げる場所に期日までに納品するものとする。

- (1) 納品先：川崎市教育委員会事務局職員部教職員人事課
- (2) 納品期限：令和2年3月20日

（委託料）

第4条 委託料は、.....円とする。

（うち消費税額及び地方消費税額.....円）

（委託料の支払）

第5条 委託料の支払いは、第7条の検査合格後、発注者の指示する手続に従って請求するものとする。

2 発注者は、前項の請求を受けた日から起算して30日以内に、委託料を支払わなければならない。

（紙質及び体裁等）

第6条 印刷に用いる紙質及び体裁等は、仕様書で指定するものとする。

（検査）

第7条 受注者は業務完了後、ただちに業務完了届を発注者に提出し、検査を受けなければならない。

2 受注者は、前項の検査に自ら立ち会うことができないときは、確実な代理人を派遣しなければならない。

（不合格の場合の修正）

第8条 検査の結果、不合格となった納入物は、発注者の指定した期限内に受注者の負担において修正しなければならない。

2 発注者は、受注者が前項に規定する修正を行わないときは、適宜これを処置し、その費用を徴収することができる。

（契約保証金）

第9条 契約保証金は、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第33条第5号の規定により、これを免除する。

（連絡協議）

第10条 パンフレット等の作成に当たっては、発注者受注者相互に密接な連絡協議をするものとする。

（業務内容の変更等）

第11条 発注者は、必要がある場合には、業務内容を変更し、又は業務の施行を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合、発注者は書面によりその旨を受注者に通知しなければならない。

（秘密の保持）

第12条 受注者は、本業務の実施にあたり知り得た個人情報及び機密に属する情報を、他に漏らしてはならない。これは、業務遂行後も同様とする。また、業務遂行にあたり発注者が提供する資料・データに関する取り扱いも同様とする。

2 受注者は、本業務の実施にあたり、受注者が所有する記録媒体（磁気ディスク、磁気テープ、紙等の媒体）上に、個人情報及び機密に属する情報を記録した場合は、業務完了時における発注者の検査終了後にすべてを消去しなければならない。また、契約解除の場合においては、速やかにすべてを消去しなければならない。

（発注者の解除権）

第13条 受注者において、次の各号の一に該当する事実があったときは、発注者は契約を解除することができる。

- (1) 発注者において、受注者が完全に契約を履行する見込みがないと認めたとき。
- (2) 受注者又はその代理人が、発注者の係員の職務遂行を妨げ、又は詐欺その他不正の行為があると発注者が認めたとき。
- (3) この契約の規定に違反したとき。
- (4) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められるものであるとき。
- (5) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反したとき。
- (6) この契約に関して、受注者が、再委託契約その他の契約を締結するに当たり、その相手方が前2号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (7) この契約に関して、受注者が、第4号又は第5号のいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（受注者の解除権）

第14条 受注者は、発注者が契約に違反し、その違反により業務を遂行することが不可能となったときは、契約を解除することができる。

（著作権）

第15条 パンフレット等の著作権は、発注者に帰属する。

（権利侵害の防止措置）

第16条 受注者は、発注者がパンフレット等を活用するにあたり受注者又は第三者の権利を侵害することのないよう予め万全の措置を講じておかなければならない。

（成果物等の帰属）

第17条 パンフレット等の作成過程で生じた写真の原版及び著作権等は、発注者に帰属するものとする。

（損害の負担）

第18条 業務完了前に生じた損害は受注者の負担とする。ただし、その損害の発生が発注者の責に帰すべき事由による場合には発注者の負担とする。

（疑義の決定）

第19条 この契約に定めのない条項については、川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）によるほか発注者と受注者が協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、当事者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 川崎市  
川崎市市長 福田 紀彦

受注者